議案第31号

福井県市町総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、福井県市町総合事務組合規約を別紙のと おり変更する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

福井県市町総合事務組合を組織する組合市町等である越前三国競艇企業団が、令和7年4月1日付けで名称を越前三国ボートレース企業団に変更することに伴い、福井県市町総合事務組合規約の所要の変更を行いたいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。

福井県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

福井県市町総合事務組合規約(平成19年福井県指令市第9号)の一部を次のように変更する。

別表第1中「越前三国競艇企業団」を「越前三国ボートレース企業団」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「越前三国競艇企業団」を「越前三国 ボートレース企業団」に改める。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。